

# ○大府市教育委員会請願等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願及び陳情の取扱いについて、他の法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(請願の提出)

第2条 教育委員会に対して請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、邦文により要旨、提出年月日、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記し、署名又は記名押印の上、大府市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 請願書の提出は、教育委員会会議（以下「会議」という。）開会の前月に当たる月の21日までに、持参により教育委員会に提出しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願を撤回するときは、会議開会の前日までに教育長の承認を得なければならない。

(審査及び受理)

第3条 前条の規定により請願書の提出があつたときは、前条に規定する記載すべき事項並びに教育委員会が所管する事業及び政策に関する内容であることなどを迅速かつ慎重に審査した上、受理しなければならない。ただし、記載に不備等がある場合は、この限りでない。

(付議)

第4条 請願書を受理したときは、教育長は会議に付議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議に付議せず、理由を付して提出者に文書等で回答し、大府市教育委員会委員（以下「委員」という。）に周知するものとする。

(1) 前条の規定による記載の不備等の補正を求めたにもかかわらず、これが補正されずに提出された場合

(2) 公序良俗に反する内容である場合

(3) 予算など大府市議会の議決を経るべき内容で、委員会のみで判断することが困難な場合

(4) 会議の議決をした日から起算して1年以内に、同趣旨の請願書が提出された場合

(5) 郵送等で提出された場合

(6) その他教育長が審査することがふさわしくないと認める場合

2 前項の規定により会議に付議するときは、第2条第2項で定める日までに受理した請願書について、次の会議に付議するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、請願の内容において、特別な理由があると認められる場合は、教育長は、会議への付議について、委員との協議により処理することができる。

(会議日程等の通知)

第5条 前条の規定により、会議に付議するときは、請願者に対して、会議日程等を口頭

又は文書で通知するものとする。

(請願に関する陳述)

第6条 大府市教育委員会会議規則(昭和45年大府市教育委員会規則第2号)第17条により、請願者が請願に関する陳述をしようとする場合は、第2条第2項に定める日までに、委員会へ申し出るものとする。

2 前項の申し出による陳述を許可する場合には、教育長は、当該請願を付議した会議において、5分間を上限とし、これを許可するものとする。この場合において、当該発言は、会議録への記載を要しないものとする。

3 請願者が陳述することができない場合は、書面にて委任することにより、代理人が説明することができる。

4 陳述の内容は、当該請願書の補足説明とし、個人情報に関する発言並びに公序良俗に反する発言並びに委員、個人及び団体等に対する誹謗中傷並びに名誉を棄損する発言をしてはならない。

(審議結果の通知)

第7条 請願を審議した結果については、速やかに文書で請願者に通知するものとする。

(陳情の提出)

第8条 教育委員会に対して陳情をしようとする場合の取扱いについては、第2条及び第3条の規定を準用する。

2 陳情書を受理したときは、教育委員会事務局で回覧するとともに、委員に周知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。